



第4次 魚沼市男女共同参画推進計画

令和3年度～令和7年度
(2021年度～2025年度)



魚沼市

はじめに

少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、一人ひとりが豊かで元気に暮らせるまちを創るためには、誰もが性別にかかわらず個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、これまで3次にわたって「魚沼市男女共同参画推進計画」を策定し、男女平等に関する意識づくり、環境づくりに取り組んでまいりましたが、性別にまつわる格差や不平等など解決されていない課題が多い状況です。

計画策定にあたり実施した市民意識調査では、男女平等意識について一定の成果が見られましたが、家庭や地域において男女の役割に偏りがあるなど、固定的役割分担意識は根強く残っていることがうかがえます。

さらに、女性が能力を発揮して働き続けられる環境の整備、性的マイノリティ等多様な性についての理解、ドメスティック・バイオレンス（DV）等あらゆる暴力の根絶に向けた取組も求められています。

本市としましては、これまでの取組を継続しつつ、社会情勢の変化等によって生じた新たな課題も整理し、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第4次魚沼市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。また、本計画を「女性活躍推進法に基づく市町村計画」として新たに位置づけ、誰もが多様な生き方や働き方を選択できる社会の実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました魚沼市男女共同参画推進委員会の方々をはじめ、ご協力を賜りましたすべての皆様に深く感謝を申し上げます。

令和3年3月 魚沼市長 内田 幹夫

目次

第1章 基本となる考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 世界の動き	2
	(2) 国の動き	2
	(3) 新潟県の動き	3
	(4) 魚沼市の動き	3
3	魚沼市の人口・就業状況等	5
4	計画の性格	10
5	基本理念	10
6	計画期間	10
7	計画の体系	11

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

	基本目標、重点目標、施策の方針	14
	基本目標Ⅰ	15
	基本目標Ⅱ	22
	基本目標Ⅲ	30

第3章 計画の推進体制

1	推進体制及び機能の充実	37
2	市民、関係団体、企業・経営者との連携について	37
3	計画の見直し	37

第4章 指標

	指標	38
--	----	----

参考資料

1	第4次魚沼市男女共同参画推進計画策定の経過	43
2	魚沼市男女共同参画推進委員会委員名簿	44
3	男女共同参画社会基本法	45
4	新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	49
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
6	魚沼市男女共同参画推進委員会設置要綱	60
7	魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会設置要領	61
8	指標一覧	62

第1章 基本となる考え方

1 計画策定の趣旨

平成16年11月1日に旧北魚沼6町村が合併し、魚沼市が誕生しました。

本市では、地域の魅力を活かした楽しく豊かな暮らしには、「男女共同参画社会の実現」が不可欠であるとの認識に立ち、平成17年度に「魚沼市男女共同参画推進計画」を、平成23年度には「第2次魚沼市男女共同参画推進計画」を、平成27年度には「第3次魚沼市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画を推進するための基本目標や重点項目等を定めるとともに、家庭や地域、学びの場などのあらゆる場において、男女平等意識を高める施策や誰もが安心して暮らすことのできる環境を実現するための施策等を展開してきました。

これまでの男女共同参画社会実現の取組により、固定的な性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりとともに、行政内部における男女共同参画の推進についても進展しつつあるものの、令和元年度に実施した「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、家事や育児等の家庭における役割は主に女性が担っており、また、地域活動においては、男女の役割に偏りがあるなど、性別による固定的役割分担意識が根強い状況にあります。

誰もが性別にかかわらず個性や能力を發揮できる社会をめざすためには、今後も男女平等の意識づくり、女性が参画しやすい環境づくり、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりを一体的に取り組んでいくことが必要です。

このようなことから、令和2年度に本計画の計画期間の終期を迎えるにあたり、第4次魚沼市男女共同参画推進計画を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連では、昭和50年（1975年）を国際婦人年として、「国際婦人年世界会議」を開催し、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択する中で、世界規模で女性問題への本格的な取組をはじめました。昭和54年（1979年）には、国連第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、第1部第1条に「女子に対する差別」が定義されました。そして、昭和60年（1985年）には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、平成12年（2000年）まで婦人の地位向上のための取組を継続することが確認されました。

平成7年（1995年）には第4回世界女性会議（北京会議）が開催され、平成12年（2000年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。平成12年（2000年）には「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。平成17年（2005年）には定例の国連婦人の地位委員会を開催し、第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。平成22年（2010年）には「国連『北京+15』世界閣僚級会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。平成23年（2011年）には「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」が正式に発足され、女性の参画の拡大等ジェンダー分野における加盟国の支援や、国連システムのジェンダーに関する取組を主導、調整、促進しています。平成27年（2015年）の第59回国連婦人の地位委員会においては、「北京+20」として、これまでの取組状況に関する評価が行われました。

(2) 国の動き

国においては、昭和50年、総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など女性に関する施策の取組が進み、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

平成6年には内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。平成8年には男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。平成11年には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年に策定されました。そして、

平成 13 年の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。平成 17 年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が、平成 22 年には「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、関係法令では、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正などの整備が行われました。平成 24 年には、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画～動く「なでしこ」大作戦～」が策定され、女性の採用拡大等、企業がすすめるポジティブアクション^{※1}を推進しています。平成 27 年には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、その後「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

（3）新潟県の動き

本県の女性行政の取組は、昭和 52 年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和 60 年に「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成 4 年には「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。また、平成 8 年には少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。平成 13 年には男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定しました。平成 14 年には「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。そして、平成 18 年には「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、「ハッピー・パートナー企業（男女共同参画推進企業）」登録制度を開始しました。平成 19 年には「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」が実施されました。平成 25 年には「第 2 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定され、地域・職場など具体的・実践的な面で男女共同参画が進展するよう、施策展開を図っています。平成 29 年には、女性活躍推進法の施行を踏まえた「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」が策定されました。

（4）魚沼市の動き

本市では、平成 16 年 11 月 1 日の合併を契機に、第一次魚沼市総合計画を策定しました。そしてその推進には、「男女共同参画社会の実現」が不可欠であるとの認識に立ち、平成 17 年 9 月に「男女平等社会づくりに向けた市民意識調査」を実施し、それをもとにしながら、

^{※1} ポジティブアクション：さまざまな分野において、活動に参画する機会の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

平成18年3月に「魚沼市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成22年10月には、魚沼市男女共同参画推進計画の終了を見据え、次期計画を策定するため、魚沼市まちづくり委員会及び地域コミュニティ協議会役員を対象に「男女平等社会づくりに向けた課題調査」を行いました。そして、平成23年2月には広く市民や事業所の意見を反映させるため、「魚沼市男女共同参画事業推進懇談会」を設置し、本計画の改訂について懇談を重ね、平成23年4月に「第2次魚沼市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成26年1月には次期計画策定の基礎とするため、「第2次魚沼市男女共同参画推進計画」の中間検証を行い報告書としてまとめ、平成28年3月に「第3次魚沼市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成28年8月には、魚沼市男女共同参画推進計画を推進するにあたり、広く市民や事業所の意見を反映させるため、「魚沼市男女共同参画推進委員会」を設置しました。令和元年11月には男女共同参画の意識や現状を把握し、令和3年度を始期とする「第4次魚沼市男女共同参画推進計画」策定の基礎とするため、市民意識調査を実施しました。

3 魚沼市の人口・就業状況等

(1) 人口

本市の人口は、国勢調査に基づく平成 27 年の総人口では 37,352 人で、前回調査の平成 22 年と比べ 7.5%減少しました。昭和 55 年以降は人口減少の一途を辿り、特に近年は減少率が高くなっています。

図 1 人口の推移

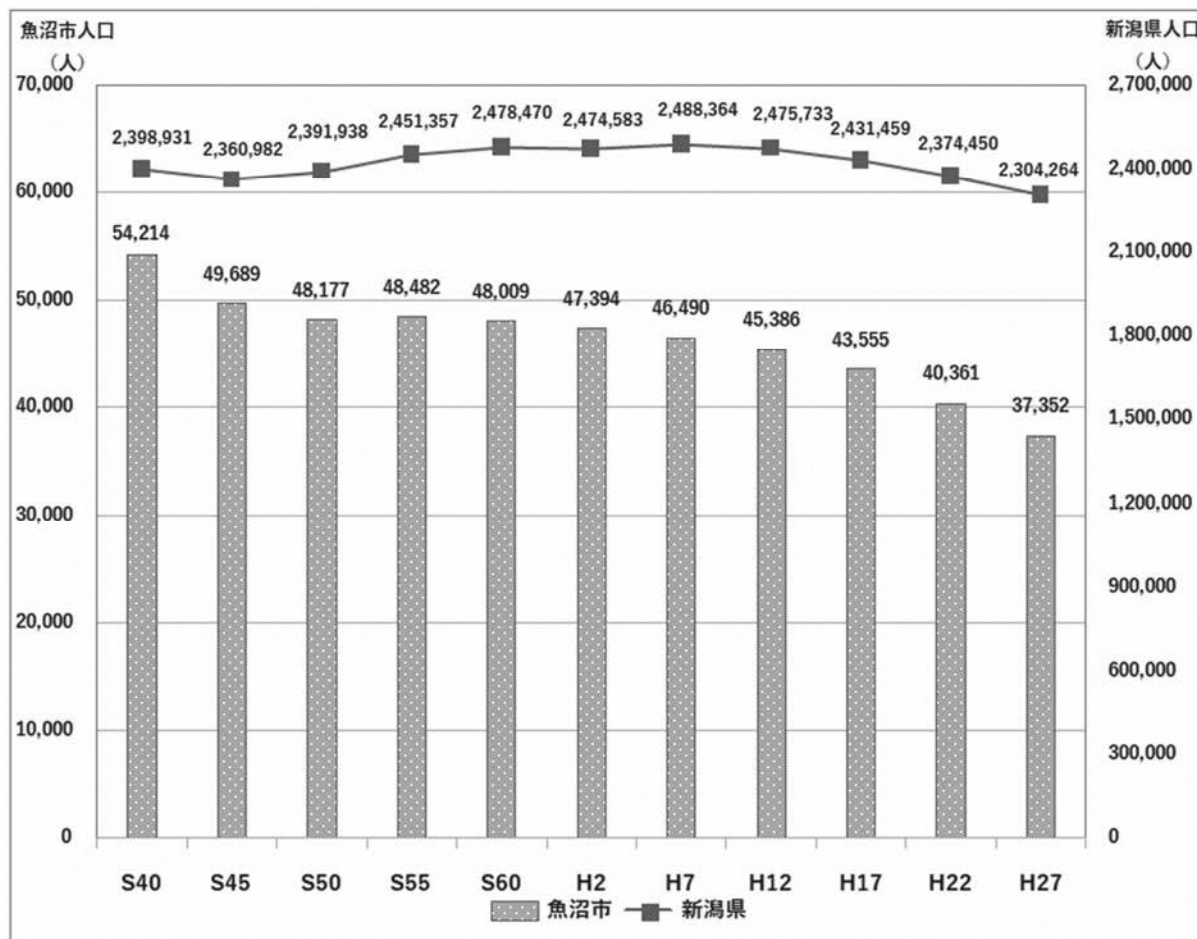


表 1 人口の推移と増減率

	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
新潟県	2,398,931	2,360,982	2,391,938	2,451,357	2,478,470	2,474,583	2,488,364	2,475,733	2,431,459	2,374,450	2,304,264
(前回比)		-1.6%	1.3%	2.5%	1.1%	-0.2%	0.6%	-0.5%	-1.8%	-2.3%	-3.0%
魚沼市	54,214	49,689	48,177	48,482	48,009	47,394	46,490	45,386	43,555	40,361	37,352
(前回比)		-8.3%	-3.0%	0.6%	-1.0%	-1.3%	-1.9%	-2.4%	-4.0%	-7.3%	-7.5%

※各年 10 月 1 日現在

資料：「国勢調査」【総務省】

(2) 総世帯数

本市の平成 27 年の総世帯数は 12,833 世帯で、前回調査の平成 22 年と比べ 1.9%減少しました。昭和 40 年調査以降微増傾向を維持していましたが、平成 22 年調査で初めて減少し、平成 27 年調査も減少しています。

図 2 世帯数の推移

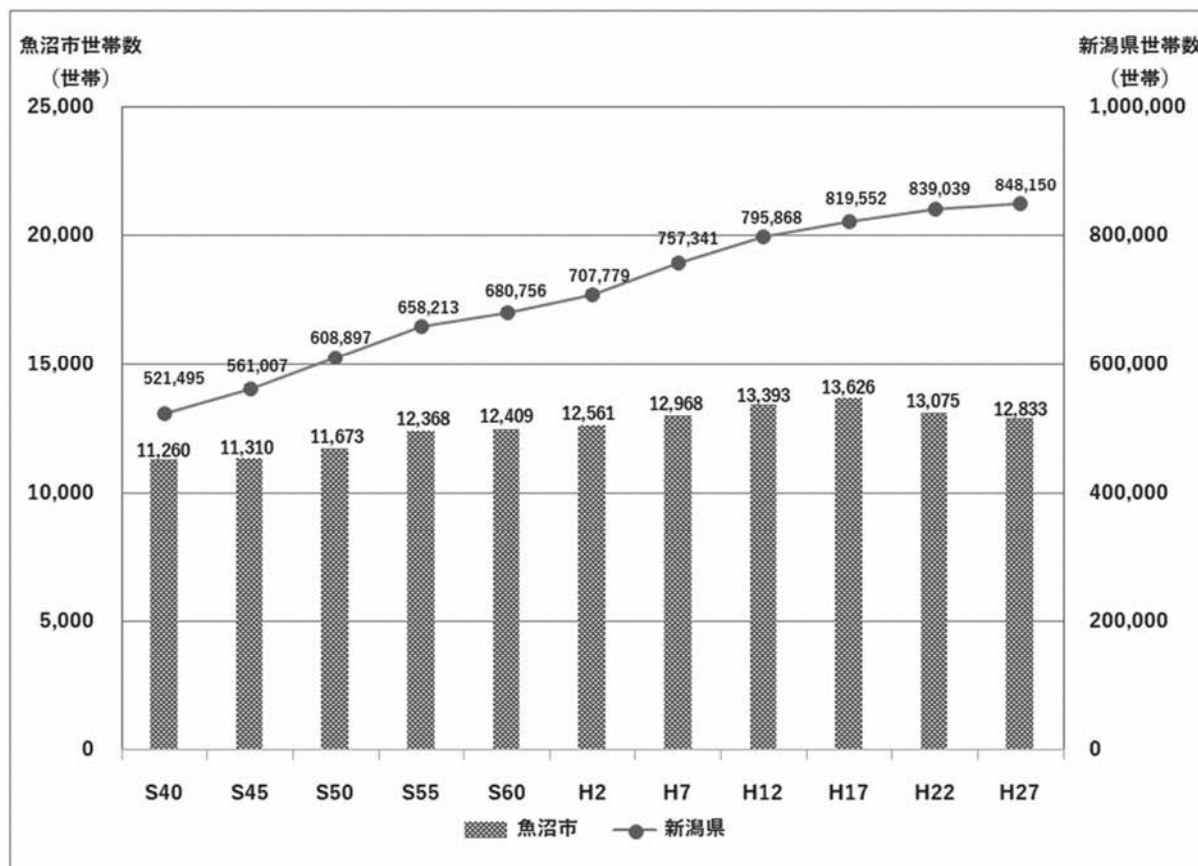


表 2 世帯数の推移と増減率

	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
新潟県	521,495	561,007	608,897	658,213	680,756	707,779	757,341	795,868	819,552	839,039	848,150
(前回比)		7.6%	8.5%	8.1%	3.4%	4.0%	7.0%	5.1%	3.0%	2.4%	1.1%
魚沼市	11,260	11,310	11,673	12,368	12,409	12,561	12,968	13,393	13,626	13,075	12,833
(前回比)		0.4%	3.2%	6.0%	0.3%	1.2%	3.2%	3.3%	1.7%	-4.0%	-1.9%

※各年 10 月 1 日現在

資料：「国勢調査」【総務省】

(3) 年齢区分別人口構成・推移

本市の平成27年の人口を年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)は4,283人(11.5%)、生産年齢人口(15~64歳)は20,742人(55.6%)、老年人口(65歳以上)は12,280人(32.9%)となっています。昭和40年からの経年変化で見ますと、年少人口と生産年齢人口の割合が減少を続ける一方で、老年人口の割合は大きく増加し、平成27年では総人口の3割以上を占める状況となっています。生産年齢人口当たりの老年人口の割合である扶養負担率が大きく増加している様子がうかがえます。

図3 年齢3区分別人口の推移(魚沼市)

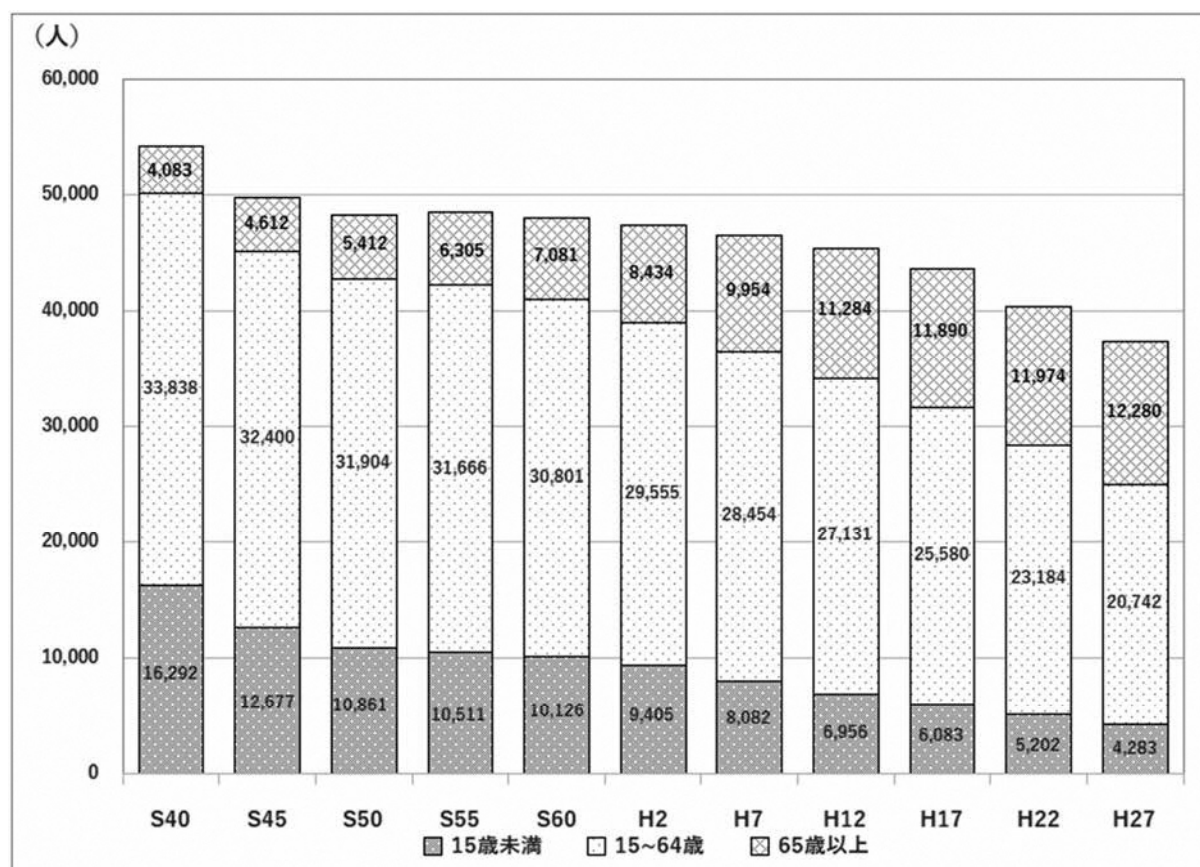


表3 年齢3区分別人口の推移と増減率(魚沼市)

	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H22 構成比	H27 構成比
15歳未満	16,292	12,677	10,861	10,511	10,126	9,405	8,082	6,956	6,083	5,202	4,283	12.9%	11.5%
(前回比)		-22.2%	-14.3%	-3.2%	-3.7%	-7.1%	-14.1%	-13.9%	-12.6%	-14.5%	-17.7%		
15~64歳	33,838	32,400	31,904	31,666	30,801	29,555	28,454	27,131	25,580	23,184	20,742	57.4%	55.6%
(前回比)		-4.2%	-1.5%	-0.7%	-2.7%	-4.0%	-3.7%	-4.6%	-5.7%	-9.4%	-10.5%		
65歳以上	4,083	4,612	5,412	6,305	7,081	8,434	9,954	11,284	11,890	11,974	12,280	29.7%	32.9%
(前回比)		13.0%	17.3%	16.5%	12.3%	19.1%	18.0%	13.4%	5.4%	0.7%	2.6%		

※年齢不詳を含まないため、図1ならびに表1に示す人口と一致しない。

※各年10月1日現在

資料:「国勢調査」【総務省】

(4) 就業状況

本市の平成27年の男女別年齢階級別労働力率をみると、男性は20歳から59歳までは、ほぼ同じ率で推移していますが、女性は出産・育児期において労働力率が低下し、その後再び上昇するいわゆるM字カーブを描いています。平成22年に比べ平成27年は、M字カーブが緩やかとなり、労働力率は向上しています。

図4 男女別年齢階級別労働力率（平成27年魚沼市）

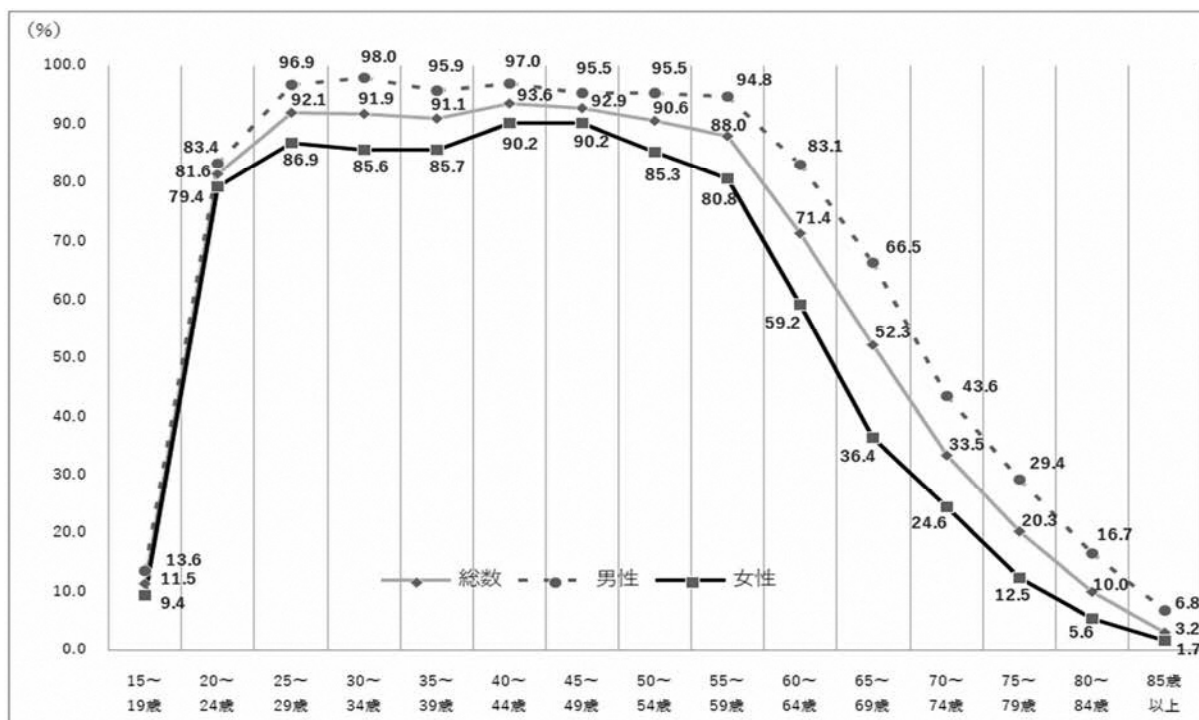


図5 男女別年齢階級別労働力率（平成22年魚沼市）

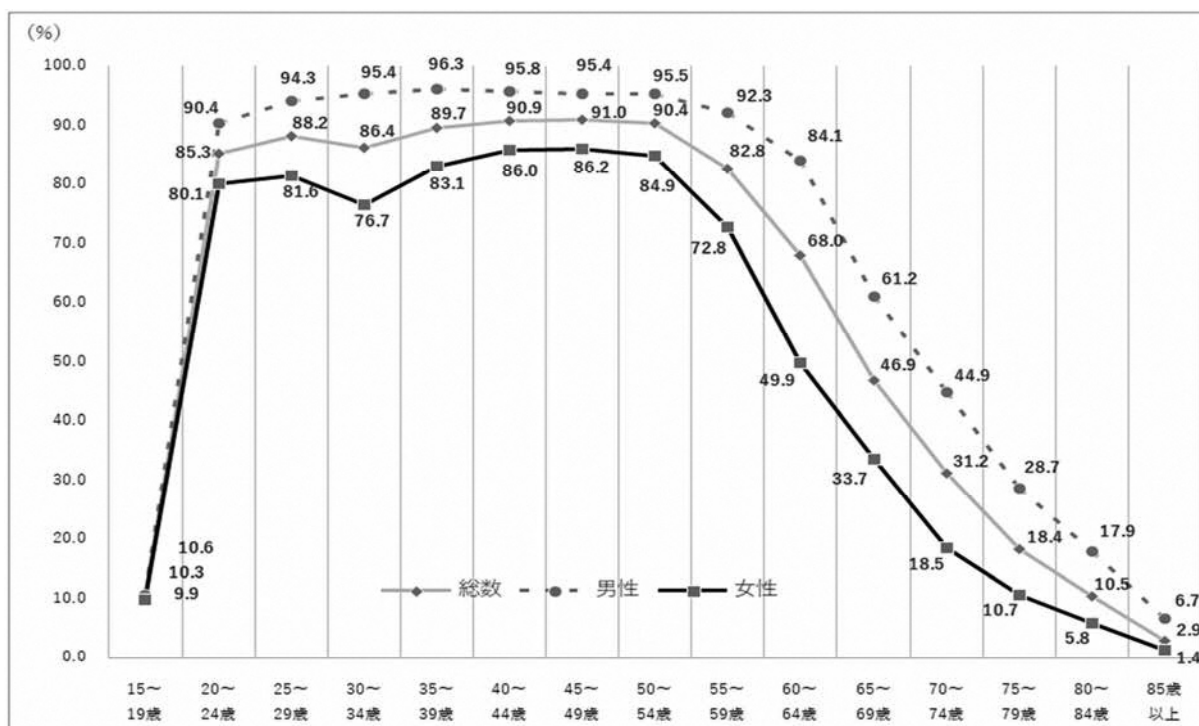


表 4 男女別年齢階級別労働力率（平成 27 年魚沼市）

	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85 歳 以上
総数	11.5	81.6	92.1	91.9	91.1	93.6	92.9	90.6	88.0	71.4	52.3	33.5	20.3	10.0	3.2
男性	13.6	83.4	96.9	98.0	95.9	97.0	95.5	95.5	94.8	83.1	66.5	43.6	29.4	16.7	6.8
女性	9.4	79.4	86.9	85.6	85.7	90.2	90.2	85.3	80.8	59.2	36.4	24.6	12.5	5.6	1.7

表 5 男女別年齢階級別労働力率（平成 22 年魚沼市）

	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85 歳 以上
総数	10.3	85.3	88.2	86.4	89.7	90.9	91.0	90.4	82.8	68.0	46.9	31.2	18.4	10.5	2.9
男性	10.6	90.4	94.3	95.4	96.3	95.8	95.4	95.5	92.3	84.1	61.2	44.9	28.7	17.9	6.7
女性	9.9	80.1	81.6	76.7	83.1	86.0	86.2	84.9	72.8	49.9	33.7	18.5	10.7	5.8	1.4

※労働力率：人口に対する年齢階級別の労働人口（日本では 15 歳以上）の比率。

就業者に失業者を加えた人数の割合。15 歳以上で働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示す。

資料：「国勢調査」【総務省】

4 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、国や新潟県の計画との整合性を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、本市が取り組むべき施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 第二次魚沼市総合計画の各施策の推進に際して、男女共同参画社会の実現のための指針となるものです。
- (3) 第3次魚沼市男女共同参画推進計画の成果や今後の課題、市民意識調査結果を踏まえて策定した計画です。
- (4) この計画は、女性活躍推進法第6条に定められた「市町村推進計画」に該当し、魚沼市女性活躍推進計画として位置づけます。

5 基本理念

「男女がともに支え合うまちづくり」

本市では、男女共同参画社会の実現のために、家庭、地域、職場、学びの場などあらゆる場において、総合的、計画的に推進してきましたが、多くの課題が残されています。

今後も、男女共同参画社会基本法に基づき、すべての男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりをすすめるため、基本理念を「男女がともに支え合うまちづくり」とします。

6 計画期間

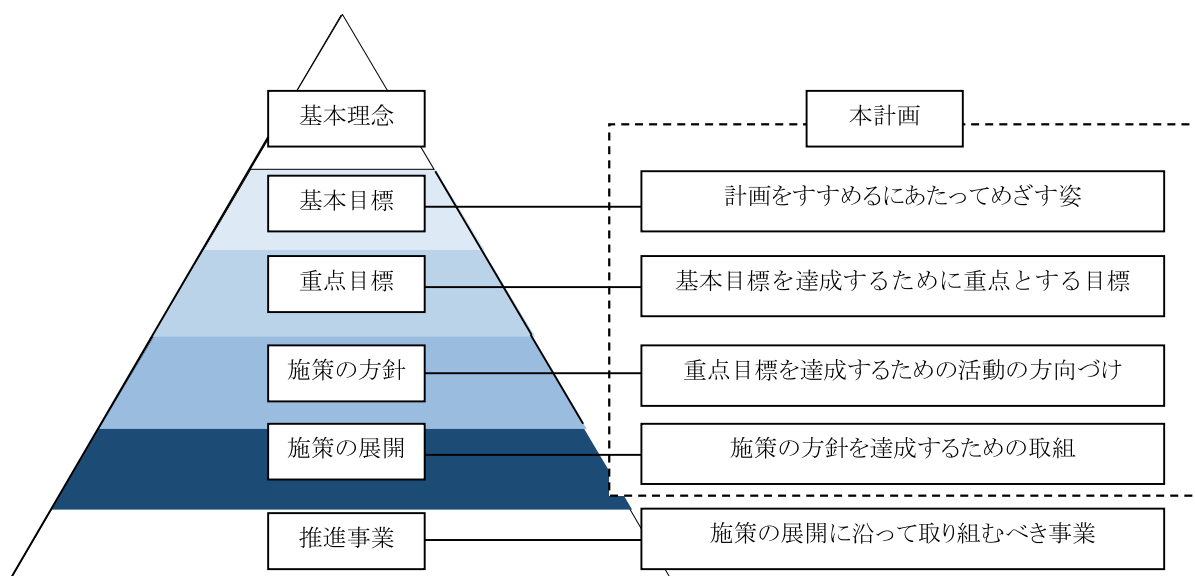
令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、この間、毎年計画の推進状況の把握及び評価を行います。

7 計画の体系

計画の体系は、基本理念を頂点とし、その下に3つの「基本目標」、さらにその実現に向けて9の「重点目標」及び22の「施策の方針」を設定し、その方針に基づき各課において施策を展開することとします。

施策の展開に沿って各課において取り組む内容を推進事業として位置づけます。



魚沼市男女共同参画推進計画 体系図

基本理念 男女がともに支え合うまちづくり

基本目標	重点目標	施策の方針
I 男女平等を推進する意識づくり	1 男女平等や多様な性に関する意識づくり	(1) 家庭における男女平等についての理解を深めるための広報・啓発活動の推進
		(2) 地域における男女平等の意識づくりをすすめるための広報・啓発活動の推進
		(3) 働く場における男女平等の広報・啓発活動の推進
		(4) 性的マイノリティ等多様な性についての理解と支援をすすめるための広報・啓発活動の推進
	2 学びの場における男女平等の意識づくり	(1) 学校教育の場における男女平等の意識づくりをすすめるための教育の充実
		(2) 生涯学習の場における男女平等の意識づくり
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり	(1) 女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進	
II 男女がともに活躍できる環境づくり	1 女性が参画しやすい環境づくり	(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
		(2) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進 (*)
		(3) 女性の能力向上やチャレンジの支援 (*)
	2 仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり	(1) 仕事と家庭生活の両立の支援 (*)
		(2) 女性が働きやすい職場環境づくり (*)
		(3) 男女共同参画の促進への男性の参加 (*)
(4) ひとり親家庭への支援体制の充実		

基本目標	重点目標	施策の方針
Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	3 男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり	(1) 地域や防災、環境などにおける女性の参画促進
		(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり	1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり	(1) 女性の生涯を通じた健康の維持・増進のための施策の推進
		(2) 性と生殖に関する健康と権利についての知識の普及
		(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり
	2 子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり	(1) 妊娠・出産・子育て中の保護者の経済的負担の軽減と保育施設等の環境整備
		(2) 地域における子育て環境・支援体制の整備・充実
	3 女性の人権を守る環境づくり	(1) 女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制の充実

(*) の項目は、「女性活躍推進計画」に位置づける施策を含みます。

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

第4次魚沼市男女共同参画推進計画の基本理念「男女がともに支え合うまちづくり」を実現するため、3つの基本目標を掲げました。

基本目標Ⅰは、「男女平等を推進する意識づくり」です。家庭や地域、働く場、学びの場などあらゆる場での男女平等意識の浸透をめざします。

基本目標Ⅱは、「男女がともに活躍できる環境づくり」です。男女平等意識の進展を基本として、市政や地域、職場などで、一層の女性の参画を促進するとともに、男性も含め、仕事と生活の調和のとれた環境づくりをすすめることで、男女がともに活躍できる環境づくりをめざします。

基本目標Ⅲは、「男女がともに健やかに暮らせる環境づくり」です。男女があらゆる分野に共に参画し、多様な生き方を選択できるようにするためには、妊娠・出産に配慮した心身の健康づくりが欠かせません。また、高齢化が進む中で、介護予防をすすめるなど、生涯を通じて健やかに暮らせる環境づくりをめざします。あわせて、子育てや介護の負担を女性だけでなく、家庭や社会全体で支えていく環境づくりをすすめていきます。

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標 I 男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画社会とは、男女の性別にかかわらず一人ひとりが尊重され、その個性と能力を十分に発揮しながら対等な立場であらゆる分野へ共に参画し、充実した生活を送ることができる社会のことであり、男女とも自分らしく生きることができる活力ある地域づくり・まちづくりをめざすものです。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」という考え方に賛成する割合は減少する傾向がありますが、男女共に性別による固定的な役割分担意識が根強い状況にあります。そして、このようなことが、男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしているという現状があります。

また、男女共同参画は、単に理念としての男女平等社会づくりのためのものではなく、現在本市が直面している人口減少・少子高齢化への対策としても、今後、ますます重要性を増してくるものです。

たとえば、育児について、旧来の性別役割分担意識が改まらず、女性だけに負担が集中すれば、出生率の向上は望めず少子化に歯止めがかかりませんし、介護についても男女が共に担わなければ今後も進行する超高齢社会を支えられません。

そのため、家庭、地域、働く場、学びの場などのあらゆる場において、性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女平等の意識づくりをすすめることが大切です。

また、女性の人権を侵害し、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力や性犯罪などの根絶に向けた取組をすすめます。

これらのことから、基本目標 I 「男女平等を推進する意識づくり」における重点目標を、以下の3つとします。

- 1 男女平等や多様な性に関する意識づくり
- 2 学びの場における男女平等の意識づくり
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり

重点目標1 男女平等や多様な性に関する意識づくり

【現状と課題】

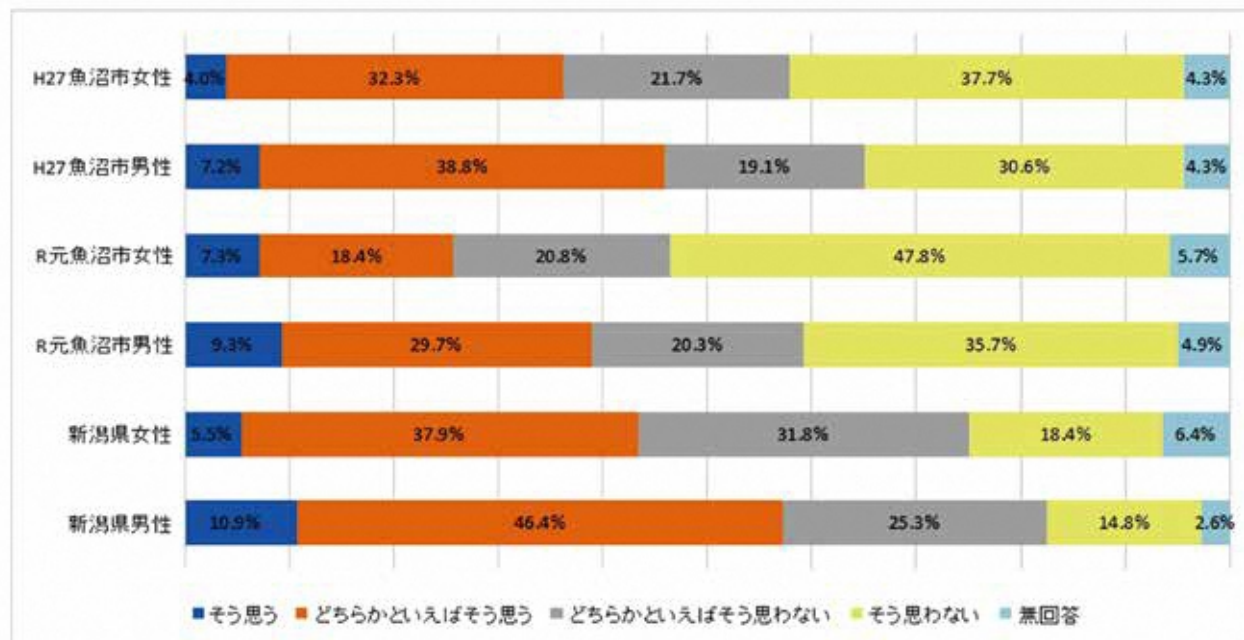
市民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」の考え方）について、否定（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）の割合は、女性68.6%、男性56.0%となり、平成27年度の調査結果と比較すると男女共に否定が増えています。市民意識調査から、男女平等の意識の改善が見られますが、賛成（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）の割合が、女性25.7%、男性39.0%あり、さらに家事や育児等の家庭における役割は主に女性が担当しており、依然として固定的な性別役割分担意識は男性のほうが根強く残っていることがうかがえます。そのため、男女共同参画社会の実現のため、男性への理解の促進を図っていくことが重要です。

男女平等社会を形成するためには、家庭、地域、職場等のあらゆる場面で、男女が共に理解しあい、それぞれの個性と能力を活かすことができるよう、社会全体で男女平等についての理解を深めることが重要です。そのための意識啓発活動を継続的に取り組む必要があります。

また、LGBT^{※2}など性的マイノリティに対する、社会の偏見や生活上の困難が課題となっており、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすための取組として、専門家や当事者から話を聞くなどの研修会を開催し、性的指向や性自認に関する知識を身に付ける機会が求められています。

このような課題があることから、重点目標1を「男女平等や多様な性に関する意識づくり」とします。

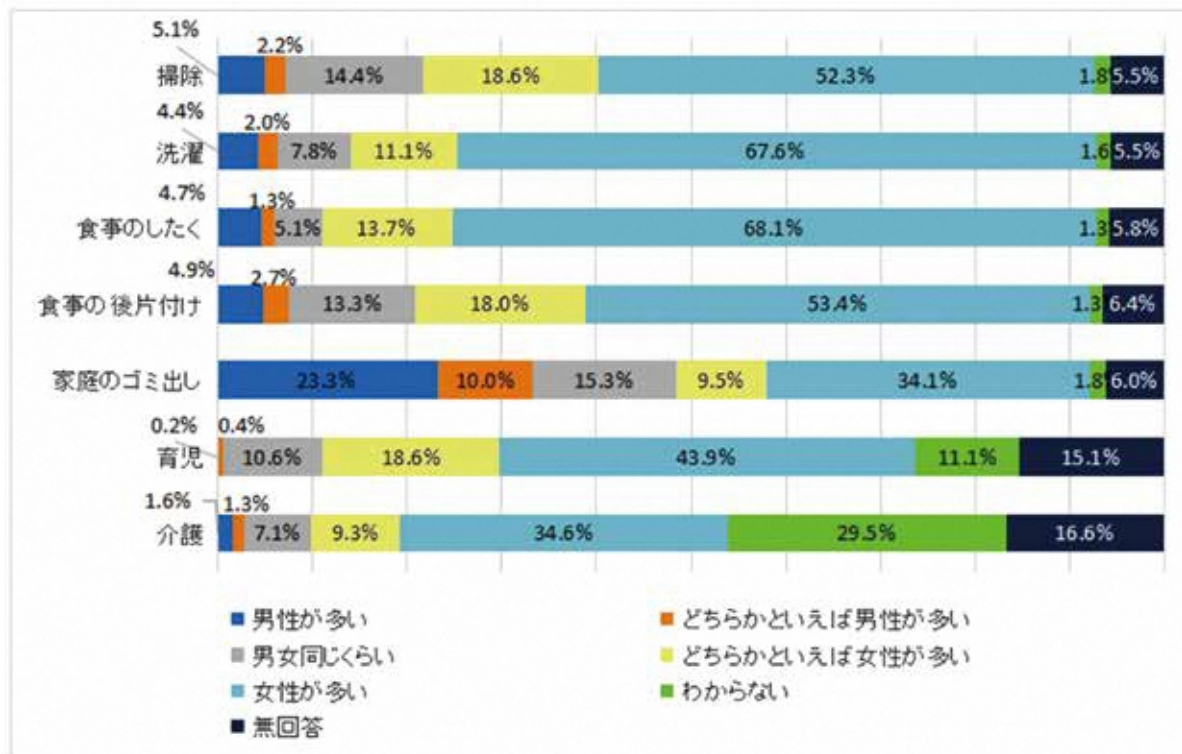
◇男は仕事・女は家庭を中心とする方がよい



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】
平成27年度「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」【新潟県】

※2LGBT：Lesbian（レズビアン、女性の同性愛者）、Gay（ゲイ、男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人）の頭文字をとった単語で、性的マイノリティの総称のひとつです。

◇家庭における家事等の担当



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】
平成27年度「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」【新潟県】

(施策の方針)

(1) 家庭における男女平等についての理解を深めるための広報・啓発活動の推進

《施策の展開》

- ① 男性も参加しやすい家事・育児・介護等に関する各種講習会を開催し、男性の意識づくりをすすめる活動に取り組みます。(生涯学習課、子ども課、介護福祉課)
- ② 市の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。(秘書広報課)

(施策の方針)

(2) 地域における男女平等の意識づくりをすすめるための広報・啓発活動の推進

《施策の展開》

- ① 男女平等の視点に立った地域活動を支援するなど、意識啓発、女性の参画をすすめます。(地域創生課)

(施策の方針)

(3) 働く場における男女平等の広報・啓発活動の推進

《施策の展開》

- ① 雇用主や労働者に対し、「男女雇用機会均等法」の周知と男女平等の意識づくりにつながる研修を行います。 (商工課)

(施策の方針)

(4) 性的マイノリティ等多様な性についての理解と支援をすすめるための広報・啓発活動の推進

《施策の展開》

- ① 性的マイノリティへの理解を促進するため、市の広報や講座・セミナーを通して啓発を行います。 (市民課、企画政策課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針
 基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり
 重点目標Ⅱ 学びの場における男女平等の意識づくり

【現状と課題】

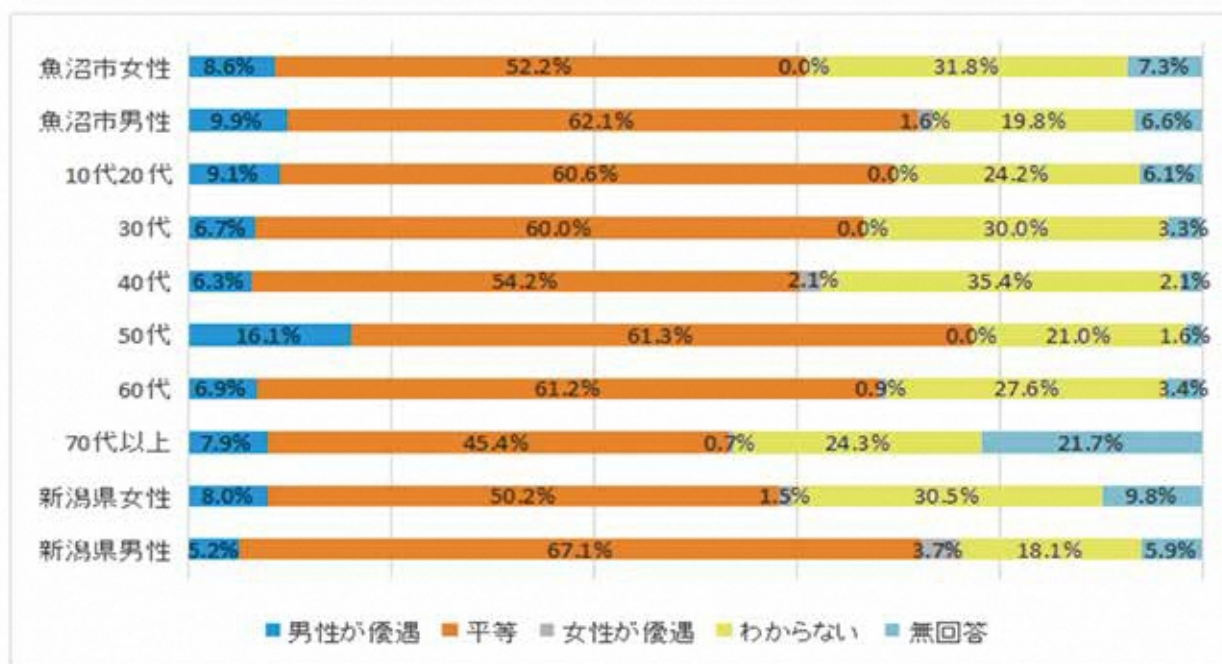
市民意識調査によると、学校教育の場における「男女の地位の平等」については、性別・年齢を問わず「平等である」と回答する割合が高く、男女平等の意識が浸透していることがうかがえます。

次世代を担う子どもたちの成長の過程において、人権の尊重を基本とする男女平等の教育は大きな役割を果たしていることから、今後も学びの場において、性別や固定的な役割分担意識にとらわれず、誰もが多様な生き方ができ、自立と平等の意識づくりが一層深まるよう、継続的に取り組んでいく必要があります。

また、男女平等の社会づくりに向けて、本市が力を入れるべき施策として、「学校教育や社会教育、生涯学習の場における教育・学習の充実」と回答する割合が高く、生涯学習の場においても幅広い分野で男女共同参画の意識を広めていく必要があります、その学習機会の提供が重要となっています。

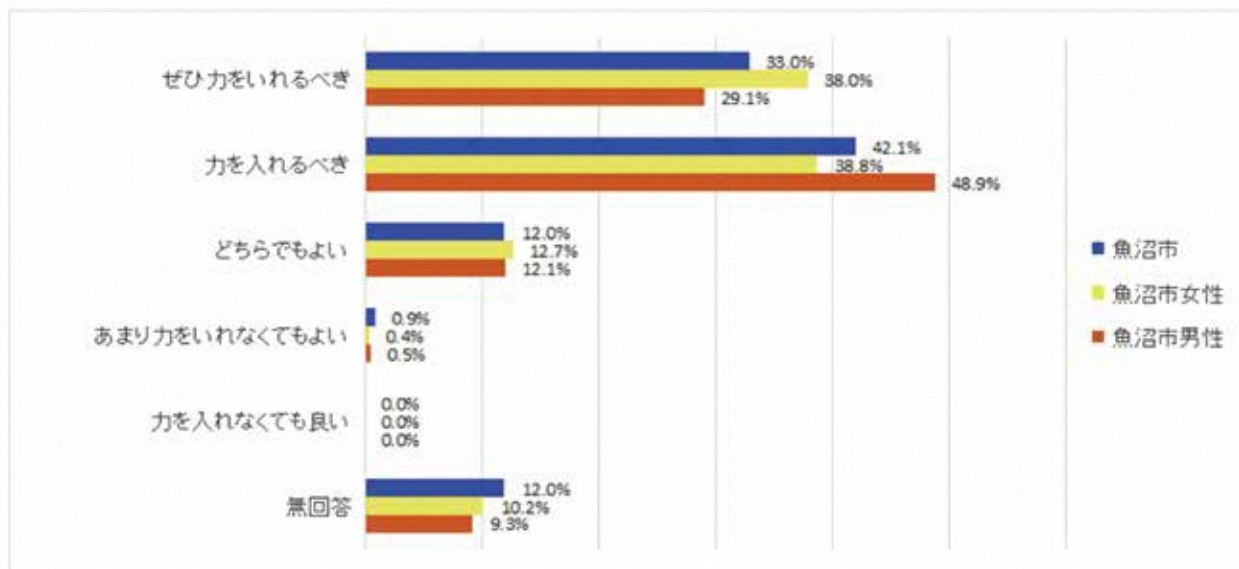
このため、重点目標Ⅱを「学びの場における男女平等の意識づくり」とします。

◇男女の地位の平等感について 「学校教育の場で」



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】
 平成27年度「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」【新潟県】

◇男女平等社会づくりに向けた取組について「学校教育や社会教育、生涯学習の場における教育・学習の充実」



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

(施策の方針)

(1) 学校教育の場における男女平等の意識づくりをすすめるための教育の充実

〈施策の展開〉

- ① 男女平等意識を育む教育、多様な性のあり方について理解を促進する教育、社会状況と発達段階に応じた性教育を実施します。(学校教育課)
- ② 多様な進路選択を支援する職場体験やインターンシップの実施を推進します。(学校教育課)
- ③ 男女平等意識の醸成や男女共同参画の促進を図るための教職員研修を充実します。(学校教育課)

(施策の方針)

(2) 生涯学習の場における男女平等の意識づくり

〈施策の展開〉

- ① 男女共同参画社会への意識づくりと実践を促す講座やセミナーを開催します。(企画政策課、市民課)
- ② 生涯学習情報提供システム(ラ・ラ・ネット)や情報誌等を通じて、いきいき県民カレッジや各地で開催されている男女共同参画に関する学級・講座などの学習情報を提供します。(生涯学習課)
- ③ 図書館利用者等に男女共同参画に関する図書、学級・講座などの学習情報を提示します。(生涯学習課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり

重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3}、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、近年ではSNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力も発生しています。

被害者の多くは女性であり、その暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識などの社会的・構造的な問題があるとされ、男女平等社会の形成にとってその根絶に向けた取組は、非常に重要です。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発や相談窓口の周知の強化に努め、暴力を容認しないという意識の醸成を図ることが必要です。

女性に対する暴力は、男女共同参画を著しく阻害することから、重点目標3を「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり」とします。

（施策の方針）

（1）女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進

《施策の展開》

- ① 職場におけるセクシャル・ハラスメント等の防止に向け、企業等に対する周知啓発を行います。（商工課）
- ② 暴力の根絶と被害者の相談・支援のための広報・啓発活動や講演会等を実施します。（福祉支援課）

^{※3} ドメスティック・バイオレンス（DV）：一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あった人から振るわれる暴力」という意味で使用されています。また、多くの場合、女性が暴力の被害者となっています。暴力とは、殴ったり蹴ったりする身体的暴力のほか、大声で怒鳴ったり相手の心を傷つける言動による精神的暴力、性的な行為を強要するなど性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力などがあります。

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるまちをつくるためには、様々な分野での女性の参画の推進や、能力向上の支援をすすめることが必要です。

また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担の考え方は、男性の長時間労働や社会的な重圧にもつながり、家事・育児・介護などの多くを女性が負担しています。さらに、女性は男性より非正規労働者の割合が高く、正規労働者と非正規労働者の賃金格差等により、女性が貧困に陥りやすい一因となっており、女性の活躍が困難となる場合があります。

性の違いによってその役割を決めつけてしまうような考え方は、女性の社会進出や経済的自立を阻むとともに、男性を仕事中心の生活に追いやり、家庭における家事・育児から遠ざけてしまう要因となります。

このような男性の長時間労働の抑制など環境の整備や、固定的な性別役割分担意識の見直しをすすめるなど、社会制度や慣習を見直し、家庭・地域・働く場などのあらゆる分野に男女が共に参画し、責任や結果を分かち合いながら、多様な生き方を選ぶことのできる社会の実現をめざすことが大切です。

これらのことから、基本目標Ⅱ「男女がともに活躍できる環境づくり」における重点目標を、以下の3つとします。

- 1 女性が参画しやすい環境づくり
- 2 仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり
- 3 男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり
重点目標1 女性が参画しやすい環境づくり

【現状と課題】

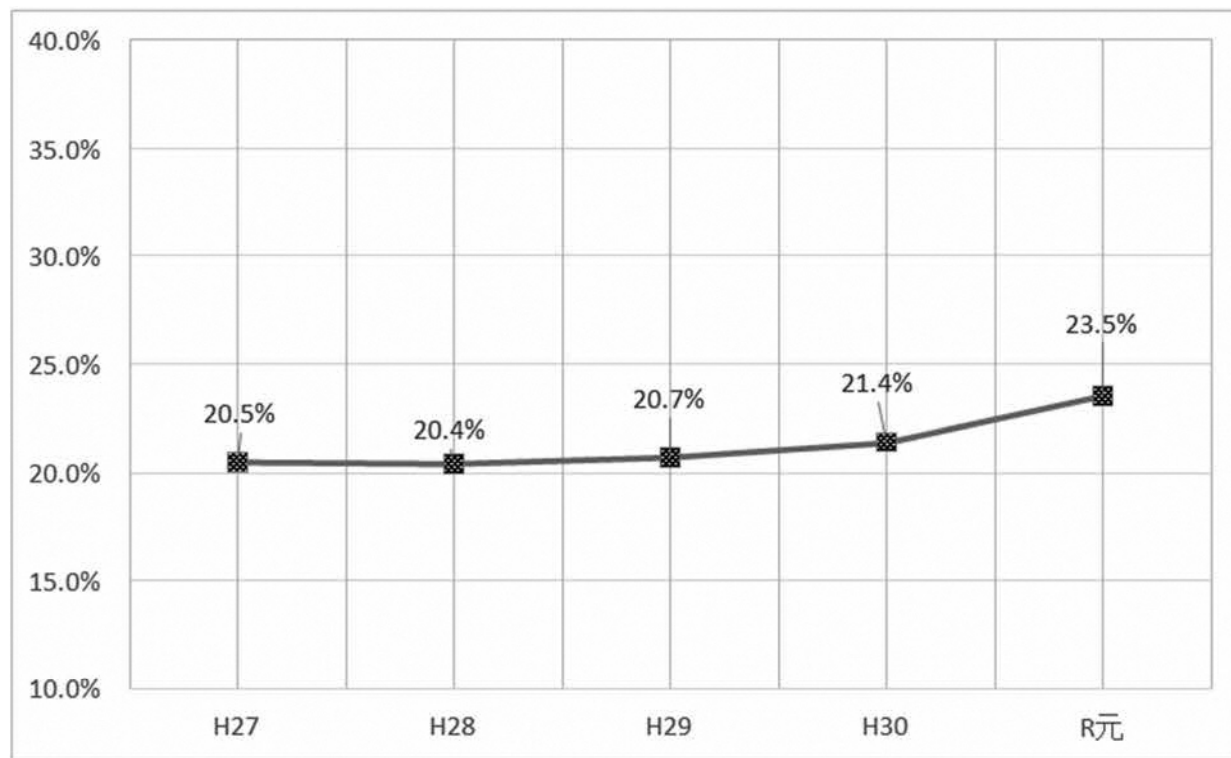
社会の対等な構成員として女性が政策立案・意思決定の場へ参画することは、男女共同参画社会の実現において大変重要です。

しかしながら、令和2年4月1日現在の本市の審議会・委員会等に占める女性委員の割合は全体で23.5%となり、「第3次魚沼市男女共同参画推進計画」に掲げる目標数値の30%に届いていません。

今後もあらゆる場での政策・方針決定過程において、女性の参画を呼びかけるとともに、女性の能力の向上のために、研修機会の提供や教育の支援などの取組を積極的に行っていくことが必要です。

このような課題があることから、重点目標1を「女性が参画しやすい環境づくり」とします。

◇本市の審議会・委員会等に占める女性委員の割合



資料：「男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」【内閣府】

(施策の方針)

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

《施策の展開》

- ① 市の各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するため、関係部署への周知や市民公募枠の設定を働きかけます。 (企画政策課)

(施策の方針) 【女性活躍推進】

(2) 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進

《施策の展開》

- ① あらゆる機会を通じて企業、団体等に対し、積極的改善措置（ポジティブアクション）に関する情報等を提供し、女性の登用等を促進します。 (企画政策課、商工課)
- ② 地域で活動する団体等の役員に占める女性の割合を高めていきます。 (地域創生課)

(施策の方針) 【女性活躍推進】

(3) 女性の能力向上やチャレンジの支援

《施策の展開》

- ① 女性の起業を支援するため、情報や研修などの機会を提供します。 (商工課)
- ② 企業等において、事業所内教育が実施されるよう啓発を行います。 (商工課)
- ③ 女性の積極的活用と雇用分野の拡大を促進するため、事業主に対する啓発や、講座や研修の情報提供を行います。 (商工課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標2 仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり

【現状と課題】

性別にかかわらず、誰もが多様な生き方が選択、実現できるまちづくりをすすめるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{※4}は大変重要です。

市民意識調査によると、仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて、「理想」として「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましいと回答した割合は、45.5%（女性46.1%、男性48.4%）でしたが、「現実」として両立させることができると回答した割合は、15.1%（女性15.9%、男性15.9%）と理想と現実乖離が見られました。

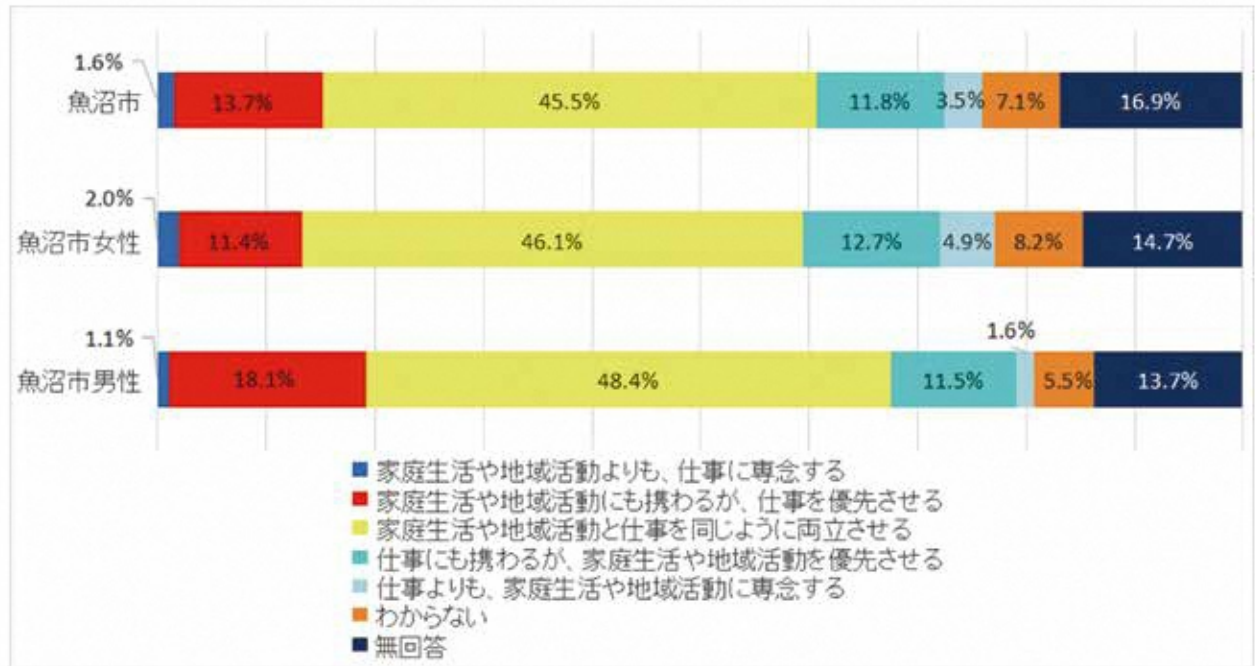
共働き世帯が増える一方で、家事・育児・介護は依然として女性が主体で行われている等、女性への負担が重くなっており、男性の家事・育児・介護への参加を促すために、事業者と労働者がともに働き方の見直しをすすめていく必要があります。また、農林水産業や商工業の自営業においても、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、これらの業種では、生産や経営が生活と密着しているため、女性が労働に加え、家事・育児・介護を担うことで負担が過重となっています。

このようなことから、仕事と生活の調和をすすめるため、事業者や労働者一人ひとりの意識啓発を推進するとともに、男女ともに働きやすい環境を整備していくことが必要です。

このことから、重点目標2を「仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり」とします。

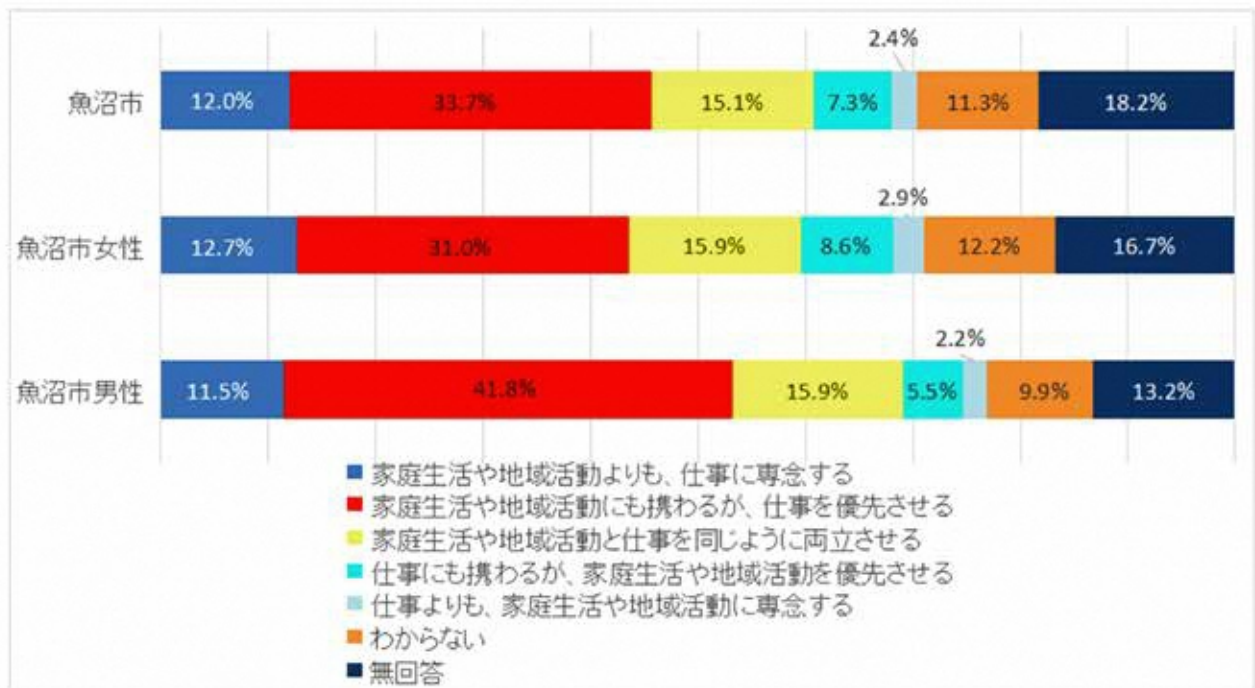
^{※4} 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会について、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。

◇仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて（理想）



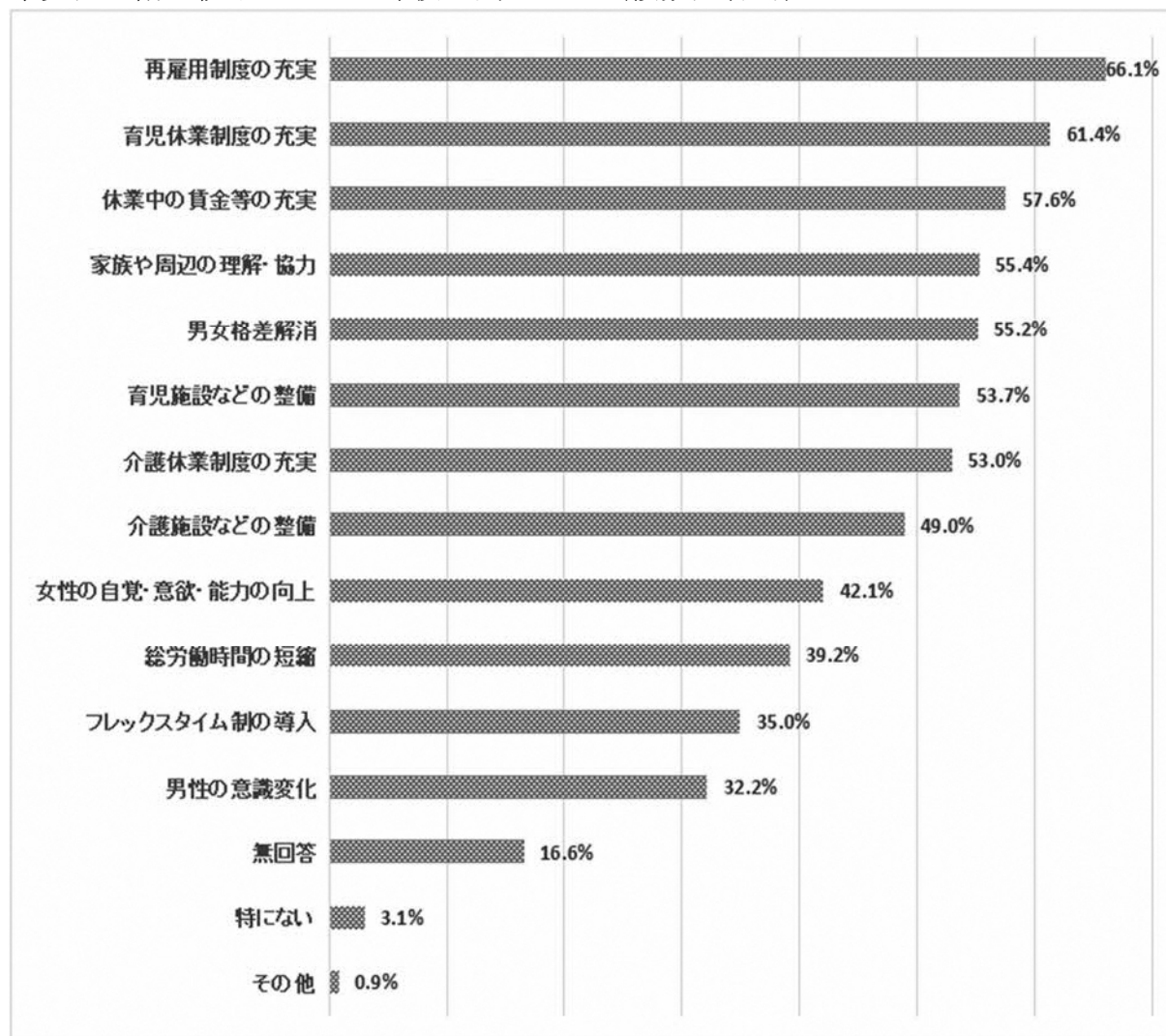
資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

◇仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて（現実）



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

◇女性が働き続けるために今後必要なこと（複数回答可）



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

（施策の方針） 【女性活躍推進】

（1）仕事と家庭生活の両立の支援

《施策の展開》

- ① すべての労働者が仕事と生活の調和が実現できるよう、働き方の見直しについて、労使の理解を促します。 （商工課）
- ② 仕事と生活の両立を推進するとともに、男女の働き方の見直しをすすめるため広く意識の啓発を図ります。 （企画政策課、商工課）

(施策の方針) 【女性活躍推進】

(2) 女性が働きやすい職場環境づくり

《施策の展開》

- ① 仕事と子育てや介護との両立のため、ひとり親家庭なども含めて育児・介護休業等の制度を定着化させ、男女を問わず取得しやすい就業環境づくりを推進します。(商工課)
- ② 出産・育児・介護等で休業した労働者の円滑な職場復帰や、再雇用制度の導入について事業主に対し啓発を行います。また、出産・育児・介護等で退職した者に対し、再就職の門戸が広がるよう事業主に対し働きかけるとともに、再就職を支援する制度の周知を行います。(商工課)
- ③ 農林水産業、商工業等に従事する女性への活動支援を通じて、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。(商工課、農政課)
- ④ 女性が能力を十分に発揮し、経営者の1人として適正に評価されるよう、家族経営協定の締結を推進します。(農業委員会)

(施策の方針) 【女性活躍推進】

(3) 男女共同参画の促進への男性の参加

《施策の展開》

- ① 男性が参加しやすい各種研修会や講習会を実施します。(生涯学習課)
- ② 家事・育児・介護等への参画が可能となるよう、男性の働き方の見直しをすすめる情報提供や日々の生活における問題解決のための相談支援を行います。(商工課、市民課)

(施策の方針)

(4) ひとり親家庭への支援体制の充実

《施策の展開》

- ① ひとり親家庭を支援するため、就業支援、相談等の施策の充実を図ります。(子ども課、商工課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標3 男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり

【現状と課題】

地域づくりの活性化は、地域による主体的な活動が大きな役割を担っています。しかしながら、高齢・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加など様々な変化が生じており、地震や豪雪、水害などの災害時には、男女がともに役割を担うことが必要な状況となっています。

そのため、日頃から、安全安心のまちづくりをすすめるための意識と、いざというときの行動のため、町内会等の市民の身近な活動において、男女共同参画の理念や視点を取り入れ、防災分野や環境分野での計画段階から女性の視点・意見の反映が求められています。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者に占める女性の割合は高いことから、高齢者施策は女性の方が影響を受けやすくなります。加えて、障害があること、外国人であることで困難な状況に置かれている場合、人権尊重の視点からの配慮が必要であり、誰もが安心して暮らせる環境整備が必要です。

これらのことを総合的にとらえ、重点目標3を「男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり」とします。

(施策の方針)

(1) 地域や防災、環境などにおける女性の参画促進

〈施策の展開〉

① 地域づくりにおける女性の参画を促進します。

(地域創生課)

(施策の方針)

(2) 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

〈施策の展開〉

① 障害者が地域で暮らし、社会参加する力の向上を支援します。

(介護福祉課)

② 高齢者の社会参加を支援します。

(介護福祉課)

③ 外国人が地域で安心して暮らせるよう相談支援を行います。

(市民課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

人口減少、少子高齢化が急速に進む中、地域を活性化させたり、誰もがあらゆる分野に共に参画し、多様な生き方を選択することができるためには、男女とも年齢に関わらず生涯健康で安心して暮らせることが必要です。

生涯にわたって健康にすごせるよう、男女が互いに心身の健康について正しい知識を身に付けられる情報提供や、自身の健康を管理するための支援、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うことが必要です。また、女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関と連携し、相談支援体制の充実に取り組むことが必要です。

これらのことから、基本目標Ⅲ「男女がともに健やかに暮らせる環境づくり」における重点目標を、以下の3つとします。

- 1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり
- 2 子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり
- 3 女性の人権を守る環境づくり

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

重点目標1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり

【現状と課題】

本市では、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、生涯にわたり健やかで安心して暮らせる環境づくりをめざし、健康診査、がん検診、介護予防等の取組を実施しています。特に女性は妊娠や出産という男性とは異なるライフステージを持つ側面もあることから、これに配慮した心身の健康づくりをすすめることは女性の活躍を推進する点からも、とても重要です。

近年、学校における性教育などにより、男女の性差や身体のしくみについての正しい理解がすすんでいます。今後はさらに、女性が思春期や妊娠・出産期、更年期などの各ステージで直面する健康上の問題等についても理解を深め、生涯にわたる健康を支援する必要があります。それと同時に、これまで妊娠・出産に偏りがちだった女性の健康を、月経・避妊・中絶・子育て・更年期障害・性感染症などのあらゆる面からとらえ、女性自身が生涯にわたって自分の健康を主体的に決定して管理できる、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」^{※5}の考え方についても広く周知していく必要があります。

また、現在本市が直面している高齢化社会への対策として、高齢者が要介護状態になっても、家庭における介護、看護を女性だけでなく、家族や社会全体で支えていく必要があります。

これらのことから、重点目標1を「生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり」とします。

^{※5} 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）：性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

(施策の方針)

(1) 女性の生涯を通じた健康の維持・増進のための施策の推進

《施策の展開》

- ① 生涯にわたり女性が自ら健康管理できるよう、思春期からの健康教育等の活動に取り組みます。 (子ども課、健康増進課)
- ② 健康診査やがん検診を受けやすい体制整備を促進し、女性の健康づくりを支援します。 (健康増進課)

(施策の方針)

(2) 性と生殖に関する健康と権利 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) についての知識の普及

《施策の展開》

- ① 生涯にわたって自分の健康を主体的に決定できるよう、性と生殖に関する健康と権利についての学校教育や啓発活動に取り組みます。 (子ども課、健康増進課、学校教育課)

(施策の方針)

(3) 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

《施策の展開》

- ① 高齢者の自立を支援するため、介護予防を地域で実施します。 (介護福祉課)
- ② 高齢者を介護している家族等の介護負担を軽減するための支援を行います。 (介護福祉課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

重点目標2 子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり

【現状と課題】

急速に進む少子化と人口減少への対策は、本市の最重要課題です。

少子化の要因は、男女の考え方の変化や社会情勢の変化、未婚化・晩婚化の進行などがあげられます。結婚・出産は個人の選択であることは当然ですが、結婚や出産に対する希望が叶うことで出生率の改善が見込まれることから、引き続き、結婚・出産・子育てについて切れ目無く支援することが必要です。

また、少子化の進行、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育ての環境が変化している中で、多様なニーズに対応した保育サービスなどの子育て支援をすすめるほか、固定的な観念や慣習によって、女性のみが子育ての責任を背負うことがないよう、男性の育児参加を促すとともに、子育てを地域全体で支え合う環境づくりをすすめる必要があります。

このことから、重点目標2を「子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり」とします。

(施策の方針)

(1) 妊娠・出産・子育て中の保護者の経済的負担の軽減と保育施設等の環境整備

《施策の展開》

- ① 不妊治療や不育症治療の費用に対し、経済的負担を軽減する制度の充実を図ります。(子ども課)
- ② 子育て中の保護者の経済的負担を軽減する制度の充実を図ります。(子ども課)
- ③ 安心して利用でき、多様なニーズに対応した保育施設等の環境整備をすすめます。(子ども課)

(施策の方針)

(2) 地域における子育て環境・支援体制の整備・充実

《施策の展開》

- ① 子育て中の保護者同士が交流、情報交換を行うサークルなどの活動を支援します。(子ども課)
- ② 子育て関連の情報提供と育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。(子ども課)

第2章 基本目標、重点目標、施策の方針

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

重点目標3 女性の人権を守る環境づくり

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の防止、被害者の安全確保、生活自立を支援し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査によると、15.1%の人が「セクシャル・ハラスメント等のハラスメントを受け人権が侵害されたと感じた」と答えています。また、配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験がある人は、女性：31.0%、男性：20.3%と、女性の被害者が多い状況です。被害者の中には、DVを受けているとの認識がなく、相談せずに抱え込む状況があると推測され、被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるようにすることが重要です。

これからも女性に対する暴力根絶に向けて、暴力防止の意識啓発、相談窓口の周知、被害者支援を効果的に行うため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実等、「魚沼市人権教育・啓発推進計画」と共に施策を推進していくことが必要です。

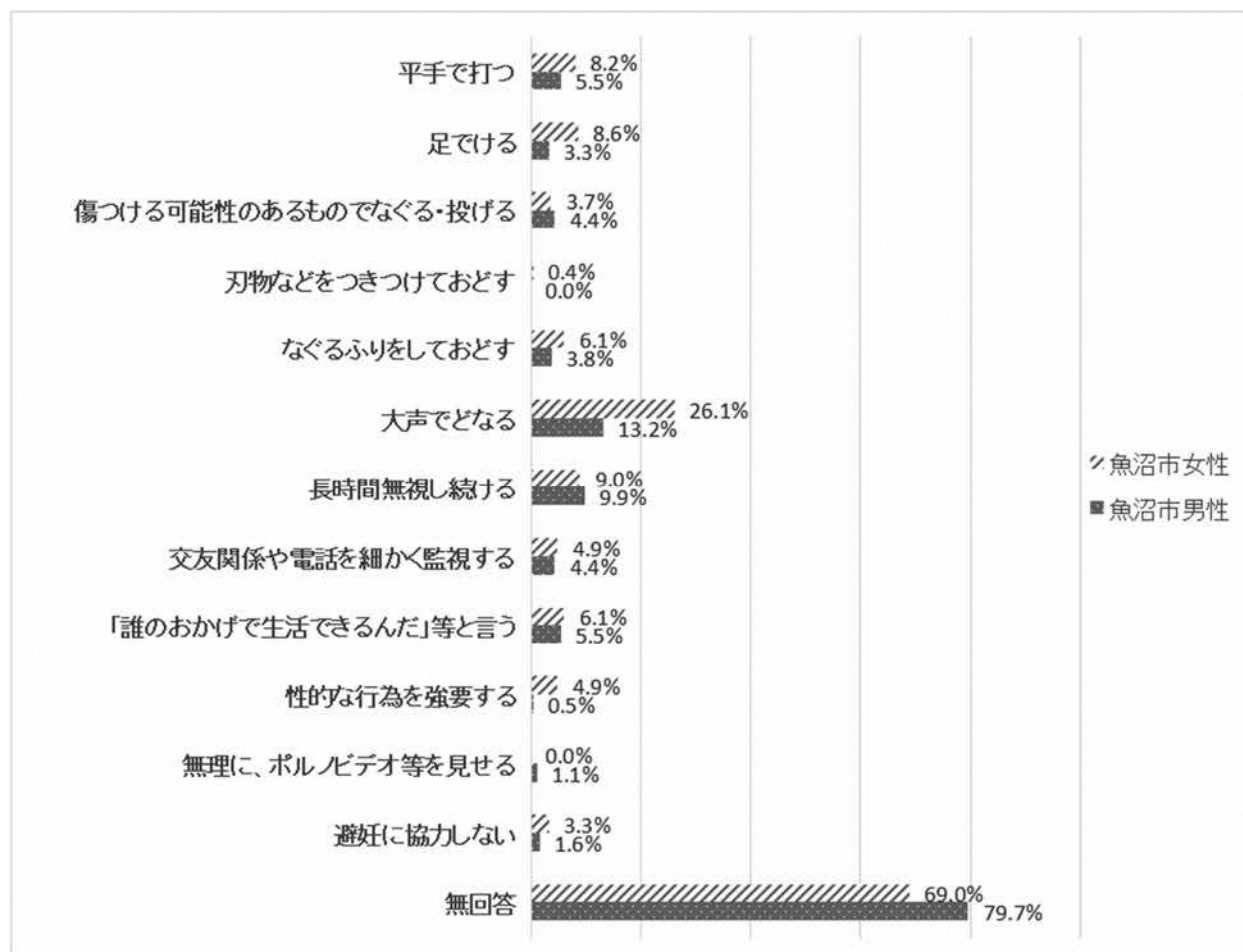
女性に対する暴力は、男女共同参画を著しく阻害することから、重点目標3を「女性の人権を守る環境づくり」とします。

◇今までに自分の人権が侵害されたと感じたことについて



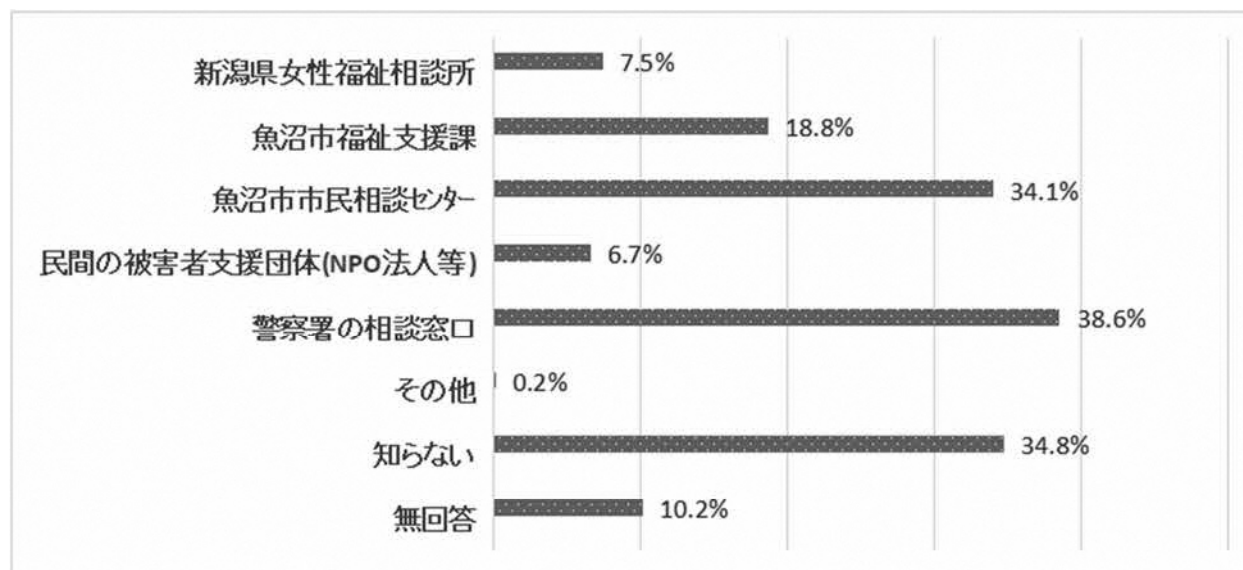
令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

◇配偶者や恋人から暴力行為を受けた経験について



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

◇配偶者や恋人からの暴力に関する相談窓口に関する周知度について



資料：令和元年度「人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査」【魚沼市】

(施策の方針)

(1) 女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制の充実

《施策の展開》

- ① 暴力の根絶に向けて、行政職員、市民、事業者等への啓発と相談窓口周知の強化を図ります。 (福祉支援課、総務人事課、市民課、企画政策課)
- ② 相談窓口を設置し、被害女性の相談や保護・支援を行います。 (福祉支援課、市民課)
- ③ 関係機関、近隣市町村等と連携し、被害者支援を充実します。 (福祉支援課)

第3章 計画の推進体制

「魚沼市男女共同参画推進計画」の対象となる施策は、広範で多岐にわたっています。これらの施策を着実かつ効率的に推進するために、本市の推進体制を充実し、職員一人ひとりが意識を深め、市民、関係団体、企業、経営者、有識者等様々な方々の理解と協力を得ながら、男女共同参画に取り組み、計画の推進を図ります。

1 推進体制及び機能の充実

(1) 魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、全庁的な推進体制を充実し、その施策に取り組んでいきます。

(2) 魚沼市男女共同参画推進委員会

目標の達成に向けて、有効かつ効果的に推進されるよう、市民等で構成する組織を設置し、計画の進行状況の確認、評価を行います。

(3) 国・県・他市町村等との連携

国や県との連携を深めるとともに、他市町村とも連携・協力し、計画の推進を図ります。

2 市民、関係団体、企業・経営者との連携について

市民や関係団体、企業・経営者と連携し、それぞれが主体的に取り組んでいくことが重要です。

市は必要な情報を積極的に提供するとともに、推進状況などの情報公開に努め、市民と行政が一体となって「男女がともに支え合うまちづくり」をめざします。

3 計画の見直し

計画の推進状況の把握を行い、社会の状況や本市の取組の進捗に合わせて、期間の途中であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

第4章 指標

本計画では目標達成に向けて、施策を実現するための事業や活動の結果として生じる状態を示す「成果指標」を設け、計画の推進状況を把握していきます。

基本目標Ⅰ 男女平等を推進する意識づくり

重点目標1 男女平等や多様な性に関する意識づくり

施策の方針1 家庭における男女平等についての理解を深めるための広報・啓発活動の推進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
「男女共同参画社会」という言葉を内容まで知っている人の割合	%	5.5	R元	6.9	40.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方針2 地域における男女平等の意識づくりをすすめるための広報・啓発活動の推進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
「地域社会」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	%	22.0	R元	29.5	50.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方針3 働く場における男女平等の広報・啓発活動の推進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
「職場」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	%	17.4	R元	35.7	50.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方針4 性的マイノリティ等多様な性についての理解と支援をすすめるための広報・啓発活動の推進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
LGBT（性的マイノリティ）について「内容まで知っている人」の割合	%	-	R元	24.6	60.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

重点目標2 学びの場における男女平等の意識づくり

施策の方針1 学校教育の場における男女平等の意識づくりをすすめるための教育の充実

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	%	57.7	R元	53.9	75.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方針2 生涯学習の場における男女平等の意識づくり

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
男女共同参画に関する講座やセミナーの受講者数	人	-	R 元	266	275	

重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり

施策の方針1 女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
ドメスティック・バイオレンスについて「内容まで知っている人」の割合	%	40.9	R 元	36.8	70.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標II 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標1 女性が参画しやすい環境づくり

施策の方針1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
市の審議会等への女性の登用率	%	20.5	R 元	23.5	40.0	男女共同参画推進状況調査

施策の方針2 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
ものづくり振興協議会から抽出した企業15社の係長以上の職についている女性の割合	%	8.3 (女性総数205人中係長以上の職の人数17人)	R 元	4.4 (女性総数456人中係長以上の職の人数20人)	14.0	女性従業員に占める係長以上の職についている人の割合
コミュニティ協議会の女性委員の割合	%	-	R 元	18.9 (委員総数450人中女性委員数85人)	30.0	

施策の方針3 女性の能力向上やチャレンジの支援

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
スキルアップに関する講座の女性受講者の割合	%	-	R 元	22.3	30.0	相談会・研修会受講者数
新規創業者数(補助事業実施数)に占める女性の割合	%	-	R 元	0	30.0	

重点目標 2 仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり

施策の方針 1 仕事と家庭生活の両立の支援

指標の項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
ハッピー・パートナー企業（男女共同参画推進企業）登録数	社	8	R 元	12	30	

施策の方針 2 女性が働きやすい職場環境づくり

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
育児休業給付受給者実人数	人	455	R 元	615	750	ハローワーク小出業務概要
介護休業給付受給者数	人	6	R 元	6	12	ハローワーク小出業務概要
家族経営協定締結農家数	戸	65	R 元	71	75	

施策の方針 3 男女共同参画の促進への男性の参加

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
家事、育児等に関する各種講習会の受講者数	人	406	R 元	272	450	

施策の方針 4 ひとり親家庭への支援体制の充実

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
保護者の学びなおしの支援利用者数（自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業の該当者数）	人	1	R 元	4	4	

重点目標 3 男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり

施策の方針 1 地域や防災、環境などにおける女性の参画促進

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
コミュニティ協議会の女性委員の割合（再掲）	%	-	R 元	18.9 (委員総数 450人中女 性委員数 85人)	30.0	

施策の方針 2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
障害者支援施設による地域交流事業の実施	回	4	R 元	4	4	
シルバー人材センター会員数	人	510	R 元	506	550	魚沼市高齢者福祉計画

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり

重点目標 1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり

施策の方針 1 女性の生涯を通じた健康の維持・増進のための施策の推進

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
乳がん検診受診率	%	53.6	R元	54.8	55.0	第2次魚沼市健康づくり計画
子宮がん検診受診率	%	50.4	R元	41.2	55.0	第2次魚沼市健康づくり計画
骨粗しょう症検診受診率	%	-	R元	30.6	32.0	

施策の方針 2 性と生殖に関する健康と権利についての知識の普及

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合	%	1.4	R元	1.3	10.0	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方針 3 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
高齢者筋力向上トレーニング事業の延べ参加者数	人	15,525	R元	16,592	17,500	魚沼市高齢者福祉計画
家族介護支援事業（認知症サポーター養成）の講座の延べ参加者数	人	-	R元	126	200	魚沼市高齢者福祉計画

重点目標 2 子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり

施策の方針 1 妊娠・出産・子育て中の保護者の経済的負担の軽減と保育施設等の環境整備

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
妊産婦・新生児（第1子）訪問率	%	95.1	R元	98.6	100	
保育園延べ入所児童数 （毎月の福祉行政報告例の児童数の累積）	人	12,479	R元	12,505	11,000	第2期魚沼市子ども・子育て支援事業計画

施策の方針 2 地域における子育て環境・支援体制の整備・充実

項目	単位	H26 調査時	現状		目標 (R7)	備考
保育園・幼稚園開放事業実施回数 （公立）	回	75	R元	72	80	

重点目標 3 女性の人権を守る環境づくり

施策の方針 1 女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制の充実

項目	単位	H27 調査時	現状		目標 (R7)	備考
			R 元			
女性相談専門員の設置	人	0	R 元	0	1	
配偶者や恋人からの暴力に関する相談窓口を知っている人の割合	%	-	R 元	55.0	100	魚沼市男女共同参画に関する市民意識調査

参考資料

■第4次魚沼市男女共同参画推進計画策定の経過

●令和元年度

年月日	事項	内容等
令和元年11月8日 ～令和元年12月2日	人権推進・男女共同参画に関する市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象 令和元年9月30日現在、魚沼市住民基本台帳に登録されている平成16年4月1日以前に生まれた市民1,000人を無作為に抽出し実施する。 抽出方法 10歳代(15歳～19歳)、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳代、90歳代以上の区分で、地域別に人口構成比、男女比で按分して実施する。 調査方法 調査票を郵送により発送し、郵送による回収を行う。 回収結果 配布数：1,000人、回収数：451件、回収率：45.1%

●令和2年度

年月日	事項	内容等
令和2年6月9日	第1回魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民意識調査の結果報告について 第3次魚沼市男女共同参画推進計画の推進状況について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の策定方針について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の重点目標及び施策の方針(案)について
令和2年6月26日	第1回魚沼市男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業進捗管理表及び市民意識調査の結果報告について 第3次魚沼市男女共同参画推進計画の推進状況について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の策定方針について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の重点目標及び施策の方針(案)について
令和2年9月11日	第2回魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次魚沼市男女共同参画推進計画 実施事業進捗管理表について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画(素案)について
令和2年10月7日	第2回魚沼市男女共同参画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3次魚沼市男女共同参画推進計画 実施事業進捗管理表について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について 第4次魚沼市男女共同参画推進計画(素案)について
令和3年1月4日	庁議	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) 審議
令和3年1月19日	市議会総務文教委員会	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) について
令和3年1月22日 ～2月19日	パブリックコメントの実施	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) への意見募集
令和3年3月2日	庁議	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) 審議
令和3年3月12日	庁議	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) 最終確認
令和3年3月15日	市議会総務文教委員会	第4次魚沼市男女共同参画推進計画(案) について

■魚沼市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	選出 区分	氏 名	団体名等	役 職	備 考
1	1号	越智 敏夫	新潟国際情報大学	教授	計画全体・学識経験者
2	2号	吉田真由美	堀之内コミュニティ協議会	班長	地域での女性の活躍
3	2号	目黒 玲子	広神商工会女性部	部長	仕事での女性の活躍
4	2号	富永 直子	魚沼市PTA連絡協議会	副会長	幼少期からの男女共同 参画意識の醸成
5	2号	下村 耕平	魚沼市社会福祉協議会	事務 局長	高齢化対策や暴力被害 等に対する支援
6	2号	山本 英二	新潟県労働組合総連合会 中越地域協議会北魚沼支部	支部長	雇用環境の改善 ワークライフバランス の実現
7	3号	齋木富美子			公募委員
8	3号	横山セツ子			公募委員

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：各種団体等から推薦された者

3号委員：公募により市長が選考した者

■男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に

責任を担うべき社会を形成することをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形

成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における

被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日の満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

■新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 28 日新潟県条例第 13 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策(第 9—第 23 条)

第 3 章 新潟県男女平等社会推進審議会(第 24 条—第 32 条)

第 4 章 雑則(第 33 条)

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるこ

とにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であるとを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念のっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に不応するため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第30条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活

躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計

画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3)実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)
- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で

定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)

については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する

相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員

に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会
の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会
の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会
の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行
に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する
一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主
である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を
求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の
規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条
第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する
情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例
認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主
に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該
勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公
表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、
第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働
大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その
一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の
実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業
安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に
違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲
役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下
の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働
者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条
第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条
又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円
以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する
場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条
第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条
第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは
虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条
第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、
第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本
条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽
の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)
及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条
の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効
力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事
していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、
同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、

前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成29年3月31日法律第14号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設

労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年6月5日法律第24号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

■魚沼市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 28 年 8 月 25 日
告示第 107 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定に基づく魚沼市男女共同参画推進計画(以下「推進計画」という。)を推進するに当たり、広く市民や事業所の意見を反映させるため、魚沼市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 魚沼市男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 魚沼市男女共同参画推進計画の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に関し、必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第 2 号から第 4 号までの規定に該当する者にあつては、市内に住所を有する者の中から選出するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等から推薦された者
- (3) 公募により市長が選考した者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は、市長が行う。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、委員の一部の出席をもって開くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(魚沼市男女共同参画推進計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 魚沼市男女共同参画推進計画策定検討委員会設置要綱(平成 27 年魚沼市告示第 20 号)は、廃止する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日告示第 54 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

■魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会設置要領

平成 27 年 3 月 12 日
訓令第 4 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項の規定に基づく魚沼市男女共同参画推進計画(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、魚沼市男女共同参画推進計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 計画に関する企画立案、推進、評価等を行うこと。
- (2) その他計画策定に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、企画政策課長並びに総務政策部長、市民福祉部長、産業経済部長及び教育委員会事務局長(以下「部長等」という。)がそれぞれ自ら所属する部署内から指名する職員をもって組織する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、選出された年度の末日までとする。

- 2 部長等は、人事異動その他の理由により委員を変更する必要があるときは、速やかに後任の委員を指名するものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策課長とし、副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を主宰し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が必要な都度招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議を開く暇がないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(関係職員の出席)

第 7 条 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 8 条 委員会の庶務は、総務政策部企画政策課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日訓令第 13 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

■指標一覧

基本目標 I 男女平等を推進する意識づくり					
重点目標	施策の方針	指標項目	現状	目標 (R7)	指標の説明
1 男女平等や多様な性に関する意識づくり	1 家庭における男女平等についての理解を深めるための広報・啓発活動の推進	「男女共同参画社会」という言葉を内容まで知っている人の割合	6.9	40.0	「内容まで知っている」「聞いたことがある」と回答した割合の合計が40.4%であることを踏まえ、市報、市HP、リーフレット等による意識啓発を継続的に実施すれば、40%は「内容まで知っている」割合になると見込み設定した。
	2 地域における男女平等の意識づくりをすすめるための広報・啓発活動の推進	「地域社会」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	29.5	50.0	市報、市HP、リーフレット等による意識啓発や男女共同参画事業を実施することにより、2人に1人は「平等である」と考える人の割合になると見込み設定した。
	3 働く場における男女平等の広報・啓発活動の推進	「職場」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	35.7	50.0	市報、市HP、リーフレット等による意識啓発や男女共同参画事業を実施することにより、2人に1人は「平等である」と考える人の割合になると見込み設定した。
	4 性的マイノリティ等多様な性についての理解と支援をすすめるための広報・啓発活動の推進	LGBT（性的マイノリティ）について「内容まで知っている人」の割合	24.6	60.0	「内容まで知っている」「聞いたことがある」と回答した割合の合計が60.3%であることを踏まえ、市報、市HP、リーフレット等による意識啓発を継続的に実施すれば、60%は「内容まで知っている」状態になると見込み設定した。
2 学びの場における男女平等の意識づくり	1 学校教育の場における男女平等の意識づくりをすすめるための教育の充実	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等である」と考える人の割合	53.9	75.0	市報、市HP、リーフレット等による意識啓発や男女共同参画事業を実施することにより、4人に3人は「平等である」と考える人の割合になると見込み設定した。
	2 生涯学習の場における男女平等の意識づくり	男女共同参画に関する講座やセミナーの受講者数	266	275	市民課と企画政策課による講座やセミナーを年5回開催し、275人以上が受講すると見込み設定した。
3 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識づくり	1 女性に対する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンスについて「内容まで知っている人」の割合	36.8	70.0	「内容まで知っている」「聞いたことがある」と回答した割合の合計が69.8%であることを踏まえ、市報、市HP、リーフレット等による意識啓発を継続的に実施すれば、70%は「内容まで知っている」状態になると見込み設定した。

基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標	施策の方針	指標項目	現状	目標 (R7)	指標の説明
1 女性が参画しやすい環境づくり	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進	市の審議会等への女性の登用率	23.5	40.0	市の審議会等への女性の登用率は、市の内部組織に関する指標であり、市の取組により女性の登用率を増やすことができるため、第3次計画よりも高い目標値を設定した。
		ものづくり振興協議会から抽出した企業15社の係長以上の職に就いている女性の割合	4.4	14.0	ものづくり振興協議会は製造業を中心とした協議会である。市全体の管理的職業従事者に占める女性割合が13.8%であるが、製造業については、女性割合が低い業種である。そのため、市の平均値13.8%を目指し設定した。
	2 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画促進	コミュニティ協議会の女性委員の割合	18.9	30.0	現在のコミュニティ協議会（15協議会）の女性委員の人数は、85人（18.9%）である。市が継続的に協議会に関わることで、少しずつ女性委員が増えている状況であるため、1協議会につき2～3人の増加を見込み設定した。
		女性の能力向上やチャレンジの支援	スキルアップに関する講座の女性受講者の割合	22.3	30.0
		新規創業者数（補助事業実施数）に占める女性の割合	0.0	30.0	新規創業者数に占める女性の割合が国の目標値で30%となっており、それを目標に事業を実施している。 ※実績 [H29：新規5人（うち女性1人）、H30：新規4人（うち女性2人）、R01：新規3人（うち女性0人）]
2 仕事と生活の調和のとれた働く場の環境づくり	1 仕事と家庭生活の両立の支援	ハッピー・パートナー企業（男女共同参画推進企業）登録数	12	30	H27年の国勢調査の統計によると、市内の事業所は1,714社あり、市内のハッピー・パートナー企業の登録率は、1%未満であるといえる。県全体（県：1.37%）と比較しても低い割合であるため、取組が浸透すれば、現状の2倍以上の事業所が登録すると見込み設定した。
		育児休業給付受給者実人数	615	750	厚生労働省の雇用継続給付の状況（第13表）から、今後5年間の女性の受給者数の増加（〔魚沼市のR元受給者数：69人〕×〔増加率見込：0.15〕×〔平均取得月数：9か月〕〕と男性の受給者数の増加（〔出生数の1割：20人〕×〔平均取得月数：2か月〕〕を見込み設定した。
		介護休業給付受給者数	6	12	介護休業給付受給者数を増加するための取組が進んでいないため、現状の2倍の数値を見込み設定した。
		家族経営協定締結農家数	71	75	経営者の高齢化等による経営移譲に伴う解消等で2戸の減、若い後継者等の就農による6戸の増を見込む。
	3 男女共同参画の促進への男性の参加	家事、育児等に関する各種講習会の受講者数	272	450	各事業において様々な講座や教室を展開してきたが、前回の目標値に届かなかったため、引き続き同値を設定し、取り組むこととする。
4 ひとり親家庭への支援体制の充実	保護者の学びなおしの支援利用者数（自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業の該当者数）	4	4	対象となる児童扶養手当受給者の人数は、横ばいで推移しており、資格取得の希望者が大きく増える見込みがないことから、現状と同数で設定した。	
3 男女が互いの力を合わせて地域社会を活性化する環境づくり	1 地域や防災、環境などにおける女性の参画促進	コミュニティ協議会の女性委員の割合（再掲）	18.9	30.0	現在のコミュニティ協議会（15協議会）の女性委員の人数は、85人（18.9%）である。市が継続的に協議会に関わることで、少しずつ女性委員が増えている状況であるため、1協議会につき2～3人の増加を見込み目標値を設定した。
		2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	障害者支援施設による地域交流事業の実施	4	4
		シルバー人材センター会員数	506	550	働くことで「生きがい」を見出し介護予防につなげられるようシルバーの会員数の増加を推進する。予想される高齢者人口の増加から参加を期待される会員の数を目標とした。

基本目標Ⅲ 男女がともに健やかに暮らせる環境づくり						
重点目標	施策の方針	指標 項目	現状	目標 (R7)	指標の説明	
1 生涯にわたり健康で安心して暮らせる環境づくり	1 女性の生涯を通じた健康の維持・増進のための施策の推進	乳がん検診受診率	54.8	55.0	第2次魚沼市健康づくり計画で定めたものを目標値として設定した。	
		子宮がん検診受診率	41.2	55.0	第2次魚沼市健康づくり計画で定めたものを目標値として設定した。	
		骨粗しょう症検診受診率	30.6	32.0	H29度から実施している（対象：該当年齢に属する女性）。H29 50歳、H30・R1 45歳、50歳、R2 45歳、50歳、55歳、60歳と対象者を増やしてきた。介護予防の観点からもさらなる受診率向上が望ましいため、この目標値を設定した。	
	2 性と生殖に関する健康と権利についての知識の普及	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合	1.3	10.0	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発に関する具体的な事業を実施できず、十分な成果があがっていない。また、「内容まで知っている」「聞いたことがある」の合計が8.4%であることも考慮して、第3次計画と同じ目標値とした。	
		3 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	高齢者筋力向上トレーニング事業の延べ参加者数	16,592	17,500	65歳以上の高齢者を対象に運動教室を開催し、運動知識の普及、運動習慣の定着等、高齢者の介護予防に寄与している。今後も利用者が増加する見込みである。
			家族介護支援事業（認知症サポーター養成）の講座の延べ参加者数	126	200	令和元年6月に出された「認知症施策推進大綱」では、高齢者の4人に1人が認知症または軽度認知障害の状態であり、高齢になっても住み慣れた地域で生活するには認知症に関する周囲の理解が欠かせない。認知症サポーターが増えることは、高齢者が安心して暮らせることにつながることから指標とした。
2 子どもを安心して産み育てることのできる環境づくり	1 妊娠・出産・子育て中の保護者の経済的負担の軽減と保育施設等の環境整備	妊産婦・新生児（第1子）訪問率	98.6	100	子育てを夫婦や家族で協力し合って行うよう伝える機会として、最初に子どもを持つたばかりの時期が最適と考え、第1子への訪問指導率を100%とした。また、助産師の訪問指導にかかる費用を公費負担とし、産婦家庭の経済的な負担を軽減している。	
		保育園延べ入所児童数（毎月の福祉行政報告例の児童数の累積）	12,505	11,000	第2期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の量の見込みを基に目標値を設定した。保育園入所により、保護者の就労促進に繋がりが、世帯の所得増加が見込める。	
	2 地域における子育て環境・支援体制の整備・充実	保育園・幼稚園開放事業実施回数（公立）	72	80	入園前の児童と保護者が保育園等の園開放事業を利用することにより、家庭での保育の負担軽減を図るとともに、子育て相談を受けられることができるため。事業を実施する園が8園あり、9回の実施を10回の実施として見込み設定した。	
3 女性の人権を守る環境づくり	1 女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制の充実	女性相談専門員の設置	0	1	第3次計画では、専門員を設置することができなかった。現状の相談件数や職員体制を考慮して、第3次計画と同じ目標値とした。	
		配偶者や恋人からの暴力に関する相談窓口を知っている人の割合	55.0	100	暴力に関しては、何かあったときにすぐ相談できる窓口を知っていない場合は、命に関わることになるため100%の目標値を設定した。	

第4次魚沼市男女共同参画推進計画

令和3年3月 策定
魚沼市総務政策部企画政策課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地
TEL 025-792-1425 FAX 025-792-9500
URL <https://www.city.uonuma.niigata.jp/>



人と四季がかがやく雪のくに



魚沼市
令和3年3月